② 入札参加グループには、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。

③ 入札参加者の全部または一部は、特別目的会社に出資を行うこと。入札参加者のうち、特別目的会社に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力会社」という。構成員の中から応募手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という）を定めるものとする。

④ 入札参加グループは応募に当たり、代表企業、構成員及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

2）入札参加者の参加要件　入札参加者のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則」第10条及び第11条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第12条に規定する資格を有する者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てをした者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てをした者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札日までの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止の取扱要領」に基づく取引停止措置を受けていないこと。

④ 大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託したＰｗＣアドバイザリー合同会社並びにＰｗＣアドバイザリー合同会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある森・濱田松本法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 親会社と子会社の関係にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記アヌはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤ 「国立大学法人東京工業大学ＰＦＩ事業審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

⑥ 最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。

⑦ 入札参加者のいずれかが、他の入札参加者となっていないこと。また、入札参加者のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者になっていないこと。

⑧ 警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3）入札参加者及び協力会社の資格等要件入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は大学において令和５・６年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成21年度以降に下記ａ・ｂに示す設計業務実績があること。

ａ 建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　大学校舎、研究施設、病院

ｂ 建物規模　地上７階建以上かつ延床面積8,000㎡以上

エ 構造分野の主任技術者として、上記ウかつ免振建物の設計業務に従事し設計完了した実績を有する者を配置できること。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した令和５年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ 建築一式工事　1,200点（ただし、建築一式工事にあたるものが複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）

ｂ 電気工事　1,100点（ただし、電気工事にあたるものが複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は820点とする。）

ｃ 管工事　1,100点（ただし、管工事にあたるものが複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は820点とする。）

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。